

神戸市中央卸売市場本場再整備事業

- 新旧対照表 -

平成 16 年 6 月 8 日

神 戸 市

神戸市では、中央卸売市場本場再整備事業についてPFI手法を導入するにあたり、この入札への参加を検討されている民間事業者における準備期間の確保に配慮し、また、PFI法に基づく特定事業としての具体的な条件等に関する民間事業者の質問や意見等を入札公告時にできる限り反映させるため、平成16年4月28日及び同年5月11日の2回に分け、入札説明書(案)等を公表した。

今回の入札公告において公表した入札説明書等は、民間事業者の質問等を踏まえた上で、入札説明書(案)等の内容に若干の修正等を反映させた内容となっている。本「新旧対照表」は、そのうち、特に重要な変更点を、入札説明書(案)等における修正等以前の当該事項を「旧」、入札説明書等における修正等後の当該事項を「新」として、それぞれ対照表の形で公表するものである。

なお、本「新旧対照表」で示す事項は、特に重要な事項の変更点であり、その他軽微な修正等に関しては、入札説明書等を熟読の上、把握していただくよう、十分留意願いたい。

【新旧対照表の構成】

入札説明書(本編及び別紙)
要求水準書(本編、別紙及び別添資料)
様式集
落札者決定基準
事業契約書(案)(本編及び別紙)

新旧対照表（入札説明書 本編）

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	本編	5	7 事業概要等 (5) 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 新設施設の概要 ア 現状敷地内（関連事業所・事務所棟施設）	(4階建て、一部5階建て)	削除	(4階建て)
2	本編	6	8 事業者の募集手続等 (1)スケジュール	平成17年1月 事業者との事業契約締結	変更	平成16年12月末 事業者との事業契約締結
3	本編	6	8 事業者の募集手続等 (1)スケジュール	平成20年4月1日～平成21年3月31日	追加	平成20年4月1日～平成21年3月31日 (ただし、着工時期は事業者の提案により早期化も想定される。)
4	本編	8	9 競争参加資格 (2) 応募者の参加資格要件	応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の全てが、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を入札参加表明期限日（確認基準日）から入札日までの間に受けていないこと。	変更	応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の全てが、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を入札参加表明期限日（確認基準日）から落札者の決定までの間に受けていないこと。
5	本編	9	9 競争参加資格 (3) 構成員及び協力会社の資格等要件	また、同一業務を複数で実施する場合は、その全ての者が当該業務の要件を満たすこと。	変更	また、同一業務を複数で実施する場合は、その全ての者が当該業務の要件のうち、ア及びイに掲げる要件を満たすこと。
6	本編	10	10 競争参加資格等の確認等 (1)	前文、省略 9(2)、(3) ア、ア及び アに掲げる要件を有していない者も開札時において9(2)、(3) ア、ア及び アに掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。その場合、競争参加資格確認申請書等を提出する際に、開札時において9(2)、(3) ア、ア及び アに掲げる要件を満たすことを証する資料を提出しなければならない。当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において9(2)、(3) ア、ア及び アに掲げる要件を満たしていなければならない。	変更	前文、省略 9(2)、(3) ア・イ、ア・イ、ア・イ及び イに掲げる要件を有していない者も開札時において9(2)、(3) ア・イ、ア・イ、ア・イ及び イに掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。その場合、競争参加資格確認申請書等を提出する際に、開札時において9(2)、(3) ア・イ、ア・イ、ア・イ及び イに掲げる要件を満たすことを証する資料を提出しなければならない。当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において9(2)、(3) ア・イ、ア・イ、ア・イ及び イに掲げる要件を満たしていなければならない。

新旧対照表（入札説明書 本編）

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
7	本編	14	16 予定価格	予定価格[](消費税等を含む)	変更	予定価格[](消費税等を除く)
8	本編	16	20 入札保証金及び契約保証金(2)	<p>事業者は、設計及び建設工事の履行を確保するため、設計及び建設に係る対価から支払利息相当額を除いた金額の1/10以上の金額について、工事履行保証証券による保証を付し、又は市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該契約締結後速やかにその保険証券を市に提出すること。</p> <p>なお、落札者が特別目的会社を設立する場合には、上記の金額について、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は設計に当たる者、工事監理に当たる者及び建設に当たる者の全部又は一部の者に、当該特別目的会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結させる。当該保険契約において、市を被保険者とした場合には、当該保険契約締結後速やかにその保険証券を市に提出し、特別目的会社を被保険者とした場合には、当該特別目的会社の負担により、その保険金請求権に事業契約書（案）第 条第 項に定める違約金支払義務を被担保債務とする質権を市のために設定すること。</p> <p>上記いずれの場合でも、履行保証保険等の有効期間は、設計・建設工事期間とする。</p>	変更	<p>事業者が、設計及び建設工事に関して、設計・建設工事期間を保険期間とし、建設工事に相当する金額（設計費、工事監理費及び消費税相当額を含む。）の10パーセント以上に当たる額について、工事履行保証証券による保証を付し、又は市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を市に提出した場合。</p> <p>事業者が、建設者をして、新設施設の設計及び建設工事に関して、事業者を被保険者とし、設計・工事期間を保険期間とし、建設工事に相当する金額（設計費、工事監理費及び消費税相当額を含む。）の10パーセント以上に当たる額を保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、かつ事業者の費用負担で当該保証保険契約に基づく保険金請求権につき、市を質権者とする質権を設定した場合。</p>

頁については、入札説明書等の頁番号を記載している。

新旧対照表（入札説明書 別紙）

1	別紙	23	別紙2 - 入札価格の算定条件 -	市場PR施設運営業務における料理教室運営業務のうち、要求水準書に示す、事業者負担となる費用及び、料金収入を除いて、入札価格を計算すること。ただし、当該事業費用及び収入に関して、別途様式集の定めるところにより、事業計画書を提案すること。	変更	市場PR施設運営業務における料金収入、及び料理教室運営業務のうち、要求水準書に示す、事業者負担となる費用を除いて、入札価格を計算すること。ただし、当該事業費用及び収入に関して、別途様式集の定めるところにより、年間業務計画書を提案すること。
2	別紙	24	別紙2 - 入札価格の算定条件 - 表 神戸市中央卸売市場本場 廃棄物処理実績	生ごみ・可燃ごみ・木屑類パレット含む - 6,942.2	変更	生ごみ・可燃ごみ・木屑類（廃パレット除く）：6,400.8 廃パレット：541.4

頁については、入札説明書等の頁番号を記載している。

新旧対照表（要求水準書 本編）

	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	本編	3	4 敷地条件 (2) 新施設建設予定用地	(2) 新施設建設予定用地 ア 現況敷地内	追加	(2) 新施設建設予定用地 <u>次に示すア、イ、ウ、は【別添資料14】の範囲を一敷地とする。</u> ア 現況敷地内
2	本編	4	4 敷地条件 (3) インフラ整備状況 (エ) 下水道（汚水）	関連事業所・事務所棟用地東側場内道路200～300	変更	関連事業所・事務所棟用地西側前面歩道250～300
3	本編	5	5 計画施設概要 (1) 計画対象施設の規模及び構成 各施設の要求面積	要求面積表 加工場 約4400 関連事業所 約3800 事務所 約3600	変更	要求面積表 加工場 約4300 関連事業所 約3600 事務所 約3400
4	本編	8	5 計画施設概要 (7) 建築計画における基本的要件 ア 配置計画・動線計画 (ア) 配置計画 a 関連事業所・事務所棟	北棟 2階	削除	
5	本編	8	6 設計要求水準 (7) 建築計画における基本的要件 ア 配置計画・動線計画 (イ) 動線計画 b 埋立地棟及び配送センター棟	・最高潮位K.P.+3.7を考慮し高潮対策に配慮した計画とすること。	変更	・ <u>予想最高潮位K.P.+3.7を考慮し高潮対策に配慮した計画とすること。</u>
6	本編	12	6 設計要求水準 (9) 設備計画における基本的要件 ア 電気設備における基本的要件 (イ) 埋立地棟・配送センター棟 g. 監視カメラ設備	防犯用として通路・駐車場を監視する設備とする。	追加	防犯用として通路・駐車場を監視する設備とする。 <u>監視モニターは現状敷地内既設守衛室（市道高松線沿い）に設置すること。</u>
7	本編	14	6 設計要求水準 (9) 設備計画における基本的要件 イ 機械設備における基本的要件 (ア) 関連事業所・事務所棟 e. 排水設備	自然流下にて屋外合流し、 <u>建屋東側既設排水会所に接続する。</u>	変更	自然流下にて屋外合流し、 <u>建屋西側下水道本管に接続する。</u>
8	本編	18	7 各エリアの要求水準 共通事項 表 東側既設敷地内(屋根なし買出し人駐車部分) 関連事業所・事務所棟施設 南棟 1階 の水準	・ <u>漬物業者が使用する</u>	変更	・ <u>漬物業者が使用するため1階階高を5.5m以上確保すること。</u>

新旧対照表（要求水準書 本編）

	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
9	本編	18	7 各エリアの要求水準 共通事項 表 東側既設敷地内(屋根なし買出し人駐車部分) 関連事業所・事務所棟施設 南棟 の水準	5階、事務所	削除	
10	本編	19	7 各エリアの要求水準 共通事項 表 東側既設敷地内(屋根なし買出し人駐車部分) 便所 の 主な使用者	『各施設利用者・関係者』の斜線	変更 (斜線の 削除)	
11	本編	19	7 各エリアの要求水準 共通事項 表 東側既設敷地内(屋根なし買出し人駐車部分) 便所 の 水準 ・1階多目的便所には、ベビーシート及びベ ビーキープを設置する。	追加 ・1階多目的便所には、ベビーシート及びベ ビーキープを設置する。 ・中央棟1階の多目的便所はオストメイト対応 とする。
12	本編	21	7 各エリアの要求水準 共通事項 表 埋立予定地 埋立地棟施設 2階以上 の 主用途	駐車場(1100台程度)	変更	駐車場(配送センターの駐車場と合わせて1100 台以上)
13	本編	21	7 各エリアの要求水準 共通事項 表 埋立予定地 便所 の 主な使用者	『各施設利用者・関係者』の斜線	変更 (斜線の 削除)	
14	本編	23	7 各エリアの要求水準 共通事項 表の枠外		追加	備品：関連事業所・事務所棟の市事務所及び 事務所には各室ともブラインドを設けるこ と。
15	本編	26	8 設計及び施工に関する要求事項 (2) 施工に関する要求事項 ケ 施工管理	工事発生土の処分については指定処分地 (ポートアイランド2期)にて処分するものとす る。	変更	工事発生土の処分については指定処分地 (ポートアイランド沖神戸空港島)にて処分す るものとする。
16	本編	32	3 建築物保守管理業務 (1) 目的	事業者は、建築物の機能及び性能を維持し、 当施設における公共サービスが円滑に提供さ れ、安全かつ快適に利用できるよう、建築物 各部の点検、保守、修繕、更新等を実施す る。	削除	事業者は、建築物の機能及び性能を維持し、 当施設における公共サービスが円滑に提供さ れ、安全かつ快適に利用できるよう、建築物 各部の点検、保守、修繕等を実施する。
17	本編	33	4 建築設備保守管理業務 (4) 要求水準	施設の建築設備の性能および機能を維持し、 当施設における公共サービスの提供、その他 の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、 建築設備各部の点検、保守、修繕を実施す ること。	追加	施設の建築設備の性能および機能を維持し、 当施設における公共サービスの提供、その他 の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、 建築設備各部の点検、保守、修繕、更新等 を実施すること。

新旧対照表（要求水準書 本編）

	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
18	本編	36	5 外構施設保守管理業務 (1) 目的	事業者は、建築物の機能及び性能を維持し、当施設における公共サービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう、建築物各部の点検、保守、修繕、更新等を実施する。	削除	事業者は、建築物の機能及び性能を維持し、当施設における公共サービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう、建築物各部の点検、保守、修繕等を実施する。
19	本編	40	6 清掃業務 (3) 基本要求水準 (3) ゴミ収集	<p>・<u>ゴミ箱兼収集用具としての移動塵芥車は、場内通路等に100台以上配置すること。</u></p> <p>・<u>移動塵芥車の配置場所、配置数等については、市の指示に従うこと。</u></p> <p>・<u>移動塵芥車は、概ね長さ2m以内、幅1m以内、高さ1m以内で、移動可能な車輪付の鉄又はステンレス製とし、外観は美観を損なわないものであること。</u></p>	変更 (下線の削除)	<p>・<u>ゴミ箱兼収集用具としての移動塵芥車は、場内通路等に100台以上配置すること。</u></p> <p>・<u>移動塵芥車の配置場所、配置数等については、市の指示に従うこと。</u></p> <p>・<u>移動塵芥車は、概ね長さ2m以内、幅1m以内、高さ1m以内で、移動可能な車輪付の鉄又はステンレス製とし、外観は美観を損なわないものであること。</u></p>
20	本編	40	6 清掃業務 (4) 特記事項 イ 作業時間および常駐時間	事業者は、せりが開催されている時間帯以外の時間帯に清掃業務を行うこと。また、清掃業務を実施する日の午前8時から午後4時半まで、清掃業務責任者及び作業員を場内に常駐させるものとする。 以下、省略	変更	事業者は、せりが集中する時間帯（午前4時から午前7時）を避けて、午前7時から午後4時の間に清掃業務を行うこと。また、清掃業務を実施する日の午前7時から午後4時半まで、清掃業務責任者及び作業員を場内に常駐させるものとする。 以下、省略
21	本編	44	9 修繕業務 (1) 大規模な修繕等に係る提案	<本事業として実施すべき大規模な修繕業務> その他、表を参照のこと。	追加	<本事業として実施すべき大規模な修繕業務> 機械設備、換気設備工事、換気機器、換気機器（ファン）などの取替 その他、表を参照のこと。
22	本編	45	9 修繕業務 (5) 大規模な修繕等に係る提案	<本事業として実施すべき大規模な修繕業務> 機械設備、換気設備工事、換気機器・ダクト修繕、換気機器（ファン）などの取替・ダクト修繕 その他、表を参照のこと。	削除	<本事業として実施すべき大規模な修繕業務> 機械設備、換気設備工事、ダクト修繕、ダクト修繕 その他、表を参照のこと。
23	本編	45	9 修繕業務 (5) 大規模な修繕等に係る提案	<u>保冷库用室外機などの取替（業界対応）</u>	変更	<u>保冷库用室外機などの取替（保冷库使用者への対応）</u>

頁については、入札説明書等の頁番号を記載している。

新旧対照表（要求水準書 別紙）

No	資料名	別紙番号	資料名称	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	別紙	1	1 廃棄物処分業務 (4) 特記事項 イ 作業時間	処分業者は、当該日の廃棄物発生量に関わらず、 <u>午前8時から午後4時までの間に廃棄物を処分すること。</u> 以下、省略	変更	処分業者は、当該日の廃棄物発生量に関わらず、 <u>午前7時から午後4時までの間に廃棄物を処分すること。</u> 以下、省略
2	別紙	1	2 廃棄物搬出業務 (4) 特記事項 イ 作業時間	搬出業者は、当該日の廃棄物発生量に関わらず、 <u>午前8時から午後4時までの間に廃棄物を原則全量搬出すること。</u> 以下、省略	変更	搬出業者は、当該日の廃棄物発生量に関わらず、 <u>午前7時から午後4時までの間に廃棄物を原則全量搬出すること。</u> 以下、省略

新旧対照表（要求水準書 別添資料）

No	資料名	資料番号	資料名称	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	別添資料	2	污水排水整備状況<参考図>	敷地内に本管施設済	変更	敷地内にはなしとし、 西側歩道下に下水本管施設
2	別添資料	3	地盤関係資料(2)-1 埋立部の地下構造部の 建設可能範囲	(H.W.L.とL.W.L.の表記について)	追加	図中の H.W.L.は朔望平均満潮位を示す。 又、L.W.L.は朔望平均干潮位を示す。
3	別添資料	3	地盤関係資料(2)-2 埋立部の地下構造部の 建設可能範囲	(H.W.L.とL.W.L.の表記について)	追加	図中の H.W.L.は朔望平均満潮位を示す。 又、L.W.L.は朔望平均干潮位を示す。
4	別添資料	3	地盤関係資料(2)-3 埋立部の沈下性状について	(H.W.L.とL.W.L.の表記について)	追加	図中の H.W.L.は朔望平均満潮位を示す。 又、L.W.L.は朔望平均干潮位を示す。
5	別添資料	4	関連事業所・事務所棟 平面図(参考図)	(南棟の形状変更) 5階建	変更	4階建
6	別添資料	4	埋立地棟 平面図(参考図)	通路幅	変更	共用通路幅

7	別添資料	5	消防設備一覧表(参考)	南棟5階建	変更	南棟4階建 ・追加資料として関連事業所・事務所棟の各棟(参考)を添付する。
8	別添資料	7	各エリアの要求水準	便所の防水なし	変更	便所の防水要
9	別添資料	8	内装工事施工区分概念図	基本照明A工事 (物販店舗・飲食店舗)	変更	基本照明C工事 (物販店舗・飲食店舗)
10	別添資料	8	内装工事施工区分(銀行)	スケルトン渡し店舗	変更	スケルトン渡し(銀行)店舗
11	別添資料	8	内装工事施工区分(関連事業所・事務所棟)	給湯 A工事 必要な店舗の全工事 C工事 全工事	変更	給湯 A工事 なし C工事 その他全工事
12	別添資料	8	内装工事施工区分(関連事業所・事務所棟)	(欄外注釈の追加)	追加	フードスタジオは給湯設備においては全工事とする
13	別添資料	10	実施設計完了時の提出図書類 設計図書	内訳書	変更	内訳書及び工事工程表
14	別添資料	10	竣工に伴う提出図書類 竣工図	CADデータ	変更	CADデータ(DWG形式)
15	別添資料	10	竣工に伴う提出図書類 施工図	CADデータ	削除	
16	別添資料	14	計画対象案内図	用地(敷地)が分かれていた。	変更	敷地は一つとし、申請等は、増築として新設施設を建設
17	別添資料	14	計画対象案内図	移転予定施設ゾーン	変更	移転対象施設ゾーン
18	別添資料	14	計画対象案内図	神社移設	削除	
19	別添資料	16	東側既存施設植栽維持管理業務範囲図	—	追加	

新旧対照表（様式集）

（文章の訂正）

No	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	-	3 . 入札提案書作成要領 (5)	(5)設計図書については、様式集の指定に従い、A1版とA3判は分冊とし、それぞれホッチキス等で綴じず、 <u>パイプ式ファイル（A1又はA3ヨコ・2穴）一冊にまとめ、A1版については、正本1部、A3版については、正本1部、副本19部をそれぞれ提出してください。また、パイプ式ファイルの背表紙には(4)と同様のラベルを添付してください。</u>	変更	(5) 設計図書については、様式集の指定に従い、A1版とA3版は分冊とし、それぞれホッチキス等で綴じず、 <u>A1版については、三つ折図面ケースにまとめ正本1部、A3版については、パイプ式ファイル（A3ヨコ・2穴）一冊にまとめ、正本1部、副本19部をそれぞれ提出してください。また、三つ折図面ケース及びパイプ式ファイルの背表紙には(4)と同様のラベルを添付してください。</u>
2	5	（第4号様式） 競争参加資格確認申請書 添付資料 【工事監理に当たる者について必要な書類】	<p>【設計に当たる者について必要な書類】</p> <p>ア 設計に当たる者の建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録証の写し</p> <p>イ <u>神戸市物品等競争入札参加資格登録証の写し</u></p> <p>以下、省略</p> <p>【建設に当たる者について必要な書類】</p> <p>ア 建設に当たる者の建設業法第15条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可通知書の写し</p> <p>イ <u>建設に当たる者の神戸市の工事の競争入札資格取得証の写し</u></p> <p>.....</p> <p>ク <u>建設に当たる配置予定技術者の過去5年以内に監理技術講習を受講していることを証明する資料</u></p> <p>【工事監理に当たる者について必要な書類】</p> <p>ア 工事監理に当たる者の建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録証の写し</p> <p>イ <u>工事監理に当たる者の神戸市物品等競争入札参加資格登録証の写し</u></p> <p>ウ <u>維持管理に当たる者の維持管理業務実績（第10号様式）</u></p> <p>エ <u>維持管理に当たる者の神戸市物品等競争入札参加資格登録証の写し</u></p> <p>【全ての構成員及び協力会社について必要な書類】</p> <p><u>ア 入札説明書9(2)、(3) ア、ア及び アに掲げる要件を有していない者の開札時において当該要件を満たすことを証する資料</u></p> <p>イ <u>入札参加グループの構成員及び協力会社の直近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する資料の写し（納税証明書等）</u></p>	変更・追加	<p>【設計に当たる者について必要な書類】</p> <p>ア 設計に当たる者の建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録証の写し</p> <p>イ <u>設計に当たる者の平成16・17年度神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し</u></p> <p>以下、省略</p> <p>【建設に当たる者について必要な書類】</p> <p>ア 建設に当たる者の建設業法第15条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可通知書の写し</p> <p>イ <u>建設に当たる者の平成16・17年度神戸市（一般・指名）競争入札参加資格認定通知書の写し</u></p> <p>.....</p> <p>ク <u>建設に当たる配置予定技術者の過去5年以内に監理技術講習を受講していることを証明する資料（受講修了証の写し、又は資格者証の写し）</u></p> <p>【工事監理に当たる者について必要な書類】</p> <p>ア 工事監理に当たる者の建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録証の写し</p> <p>イ <u>工事監理に当たる者の平成16・17年度神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し</u></p> <p>【維持管理に当たる者について必要な書類】</p> <p>ア <u>維持管理に当たる者の維持管理業務実績（第10号様式）</u></p> <p>イ <u>維持管理に当たる者の平成16・17年度神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し</u></p> <p>【全ての構成員及び協力会社について必要な書類】</p> <p><u>ア 入札説明書9(2)、(3) ア・イ、ア・イ、ア・イ及び イに掲げる要件を有していない者の開札時において当該要件を満たすことを証する資料</u></p> <p>イ <u>入札参加グループの構成員及び協力会社の直近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する資料の写し（納税証明書等）</u></p>
3	6	（第5号様式） 参加グループ構成員及び協力会社一覧表	< 本事業における役割（設計・建設・維持管理・運営） >	追加	< 本事業における役割（設計・建設・ <u>工事監理</u> ・維持管理・運営） >
4	7	（第6号様式） 委任状	備考：上記委任事項は参考に示したものである。	追加	備考：上記委任事項は参考に示したものである。 同委任状は、各構成員及び協力会社ごとに、複数枚で提出することも可能とする。その場合、構成員及び協力会社の記入欄を、本様式に準じて適宜削除すること。
5	43	（第39号様式） 【維持管理業務に関する提案事項】 保守管理業務 - 建築物保守管理業務	・「入札説明書等」の内容を踏まえ、業務実施体制、連絡体制、業務実施内容・方法の提案について、具体的かつ簡潔に記載してください。 以下、省略	変更	・「入札説明書等」の内容を踏まえ、 <u>建築物保守管理業務を確実に履行するための体制・考え方等</u> について、具体的かつ簡潔に記載してください。 以下、省略

No	頁	項目	旧(下線部は削除又は変更部分)	種別	新(下線部は追加又は変更部分)
6	56	(第52号様式) 【維持管理業務に関する提案事項】 適切な中長期修繕・更新計画に関する提案	・表には、事業期間中の費用の小計、事業期間終了時以降の小計及び30年間の合計を記載してください。また、表についてはA3横折込1枚としてください。	変更・追加	・表には、事業期間中の費用の小計、事業期間終了時以降の小計及び30年間の合計を記載してください。 ・表は、以下に示す【表の分類】ごとに作成してください。 _以下、追加の表等は省略。当該様式を参照のこと。
7	60	(第56号様式) 【変動維持管理費単価】	与条件 クリーンセンター手数料単価(円/t) 8,000	変更	与条件 クリーンセンター手数料単価A2m(円/t) 塵パレット以外:8,000 塵パレット:14,000 その他、表内外の記載の変更は、当該様式を参照のこと。
8	75	(第69号様式) 【事業契約に関する提案事項】 3.市税収	3.市税収(法人市民税、事業所税)	削除	3.市税収(法人市民税)

記載している頁及び様式番号は、全て入札説明書等の様式番号を記載している。

(様式の追加・削除)

No	頁	様式番号	種別	当該事項
1	1	第1号様式	追加	入札説明書等に関する説明会参加申込書
2	54	第50号様式	追加	【維持管理業務に関する提案事項】 「環境衛生管理業務」に関する提案様式
3	-	(旧)第54号様式	削除	【修繕・更新業務計画書】に関する提案様式
4	78	—	追加	その他の提案書(補足用) 表紙
5	79	第72号様式	追加	【その他の提案書(補足用)】に関する提案様式

記載している頁及び様式番号は、種別が「削除」となっている様式を除き、全て入札説明書等の様式番号を記載している。また、「削除」の場合、頁番号欄は「-」とし、様式番号には、その旨を明示するために(旧)第 号様式としている。

新旧対照表（落札者決定基準）

No	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	5	第4 提案内容審査 3 定量化審査 (1)価格点の審査	価格点は、最低価格を提案したグループに65点を付与し、 <u>その他のグループは以下に示すとおり最低価格との比率による減点を行う。</u> なお、 <u>価格点は小数点以下第2位を四捨五入する。</u>	変更	価格点は、最低価格を提案したグループに65点を付与し、 <u>その他のグループは以下に示すとおり最低価格との比率による減点を行い、</u> <u>小数点以下第2位を四捨五入する。</u> なお、 <u>価格点の算出に用いる価格は、第69号様式に記載された総合評価に用いる価格（現在価値化された金額）とする。</u>

頁については、入札説明書等の頁番号を記載している。

新旧対照表（事業契約書（案）本編）

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	本編	5	第1章 総則 （定義）第3条 1.	「維持管理開始予定日」とは、平成21年4月1日（又は本契約に従い変更された場合には当該変更された日）をいう。	変更	「維持管理開始予定日」とは、 <u>埋立地棟及び配送センター棟施設、既存施設、移転対象施設</u> に関しては平成20年4月1日（又は本契約に従い変更された場合には当該変更された日）を、 <u>関連事業所・事務所棟施設</u> に関しては平成21年4月1日（又は本契約に従い変更された場合には当該変更された日）をいう。
2	本編	9	第1章 総則 （事業者の資金調達）第6条 第1項	本契約の履行に必要な一切の費用は、すべて事業者が負担するものとし、また、本契約の履行に必要な事業者の資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、すべて事業者が自己の責任において行うものとする。	追加	本契約の履行に必要な一切の費用は、本契約において別段定めがなされている場合を除き、 <u>すべて事業者が負担するものとし、また、本契約の履行に必要な事業者の資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、</u> すべて事業者が自己の責任において行うものとする。
3	本編	9	第1章 総則 （事業者の資金調達） 第6条 第4項	当該条項なし	追加	市が新設施設の整備について国庫補助を受けるために必要な書類の作成、検査の実施等に協力し、費用を負担する。
4	本編	10	第2章 新設施設の設計 （設計の変更） 第11条 第2項	前文省略 市の負担する費用の支払時期及び支払方法については、市と事業者の協議により定めるものとする。	追加	前文省略 市の負担する費用の支払時期及び支払方法並びに割賦代金の減額時期及び減額方法については、市と事業者の協議により定めるものとする。
5	本編	11	第2章 新設施設の設計 （設計の変更） 第11条 第4項	前項の規定に従い事業者が市の承諾を得て本件施設の設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、事業者が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときには第55条に規定するサービス購入費のうち、割賦代金の支払額を減額する。	追加	前項の規定に従い事業者が市の承諾を得て本件施設の設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、事業者が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときには第55条に規定するサービス購入費のうち、割賦代金の支払額を減額する。 <u>市の負担する費用の支払時期及び支払方法並びに割賦代金の減額時期及び減額方法については、市と事業者の協議により定めるものとする。</u>

新旧対照表（事業契約書（案）本編）

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
6	本編	15	第3章 新設施設の建設 （建設に伴う各種調査） 第20条 第6項	埋立地棟及び配送センター棟施設の敷地にあたる土地が要求水準書第2.4に定める基準を超えて地盤沈下した場合は、かかる地盤沈下に伴う追加費用及び損害については市が負担する。	追加	埋立地棟及び配送センター棟施設の敷地にあたる土地が要求水準書第2.4に定める基準を超えて地盤沈下した場合は、かかる地盤沈下に伴う追加費用及び損害（ただし、要求水準書第2.4に定める基準を超えて沈下した場合に、その超過部分の補修等にかかる追加費用及び損害に限る。）については市が負担する。
7	本編	18	第3章 新設施設の建設 （工期の変更） 第29条 第5項	第2項の規定により工期の変更が行われた場合は別紙6に規定する負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとする。	追加	第2項の規定により工期の変更が行われた場合は別紙6に規定する負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとする。ただし、当該工期の変更が市の責めに帰すべき事由によるとき（なお、市が実施する埋立地棟及び配送センター棟施設の敷地の埋立工事の遅延については、市の責めに帰すべからざる事由によるものとする。）は、市が合理的な範囲で追加費用を負担するものとする。
8	本編	19	第3章 新設施設の建設 （新設施設の引渡し遅延による費用負担） 第30条 第2項	事業者の責めに帰すべき事由により各新設施設の引渡し日が引渡予定日より遅延した場合、事業者は、各新設施設の引渡し予定日から実際に各新設施設が事業者から市に対して引き渡された日までの期間（両端日を含む。）において、遅延にかかる各新設施設の設計・建設費につき延滞日数一日につき請負代金額の1000分の1の金額に相当する遅延損害金を延滞日数に応じて日割り計算により支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない	変更	事業者の責めに帰すべき事由により各新設施設の引渡し日が引渡予定日より遅延した場合、事業者は、各新設施設の引渡し予定日から実際に各新設施設が事業者から市に対して引き渡された日までの期間（両端日を含む。）において、遅延にかかる各新設施設の設計・建設費（ただし、割賦金利相当額を除く外し、消費税相当額を含む金額）につき延滞日数一日につきかかる金額の1000分の1の金額に相当する遅延損害金を延滞日数に応じて日割り計算により支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない
9	本編	26	第6章 モニタリング （業務報告書の提出等） 第52条 第4項	事業者は、各事業年度終了後10日以内に、当該事業年度に係る年度総括書を市に提出するものとする。	変更	事業者は、各事業年度終了後7日以内に、当該事業年度に係る年度総括書を市に提出するものとする。
10	本編	26	第6章 モニタリング （業務報告書の提出等） 第52条 第5項	事業者は、業務報告書を市以外の第三者に開示する場合、あらかじめ市の承諾を得るものとする。ただし、法令により開示する場合はこの限りではない。	追加	事業者は、業務報告書及び運営業務実績報告書を市以外の第三者に開示する場合、あらかじめ市の承諾を得るものとする。ただし、法令により開示する場合はこの限りではない。

新旧対照表（事業契約書（案）本編）

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
11	本編	30	第8章 契約期間及び契約の終了 （事業者の債務不履行による契約の早期終了） 第61条 第3項	市は、第57条の規定によりサービス購入費の維持管理費及び運営費の減額がなされている場合、 <u>別紙11に従い</u> 、本契約を終了させることができる。	変更	市は、第57条の規定によりサービス購入費の維持管理費及び運営費の減額がなされている場合、 <u>別紙10に従い</u> 、本契約を終了させることができる。
12	本編	30	第8章 契約期間及び契約の終了 （市の支払い遅延等の債務不履行） 第62条 第2項	市が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、又は市の責めに帰すべき事由により事業者が本契約を履行できない場合、事業者は本契約を解除することができる。	追加	市が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、又は市の責めに帰すべき事由により事業者が本契約を履行できない場合、事業者は本契約を解除することができる。 <u>ただし、既に引渡しが終了している各新設施設の設計及び建設に関する部分を解除することはできないこととし、かつ、新設施設の一方についての引渡しが終了した後、他方の各新設施設の引渡しが終了する前に、既に引渡しが終了した各新設施設に関する部分につき、解除事由が生じた場合は、事業者は選択により、既に引渡しが終了している各新設施設の維持管理業務に関する部分のみを解除することもできるものとし、未だ引渡しが終了していない各新設施設の設計及び建設に関する部分につき解除事由が生じた場合は、事業者は、選択により当該施設に関する部分のみを解除することもできるものとする。</u>
13	本編	31	第8章 契約期間及び契約の終了 （引渡し前の解除の効力） 第63条 第3項	第60条第1項但し書き又は第62条第1項但し書きに基づいて、本契約の一部のみ解除された場合は、 以下、省略	変更	第60条第1項但し書き、第61条第1項但し書き又は第62条第21項但し書きに基づいて、本契約の一部のみ解除された場合は、 以下、省略
14	本編	31	第8章 契約期間及び契約の終了 （引渡し前の解除の効力） 第63条 第4項	全ての新設施設の引渡前に第61条の規定により本契約が解除され、前項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合には、 以下、省略	変更	全ての新設施設の引渡前に第61条の規定により本契約が解除され、第2項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合には、 以下、省略
15	本編	31	第8章 契約期間及び契約の終了 （引渡し前の解除の効力） 第63条 第5項	新設施設の引渡前に第62条の規定により本契約が解除され、市が第1項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、市は、 <u>出来高部分の対価及び第70条に規定する市が支払うべき賠償額の総額を、予算の範囲内で、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。</u>	変更・追加	新設施設の引渡前に第60条又は第62の規定により本契約が解除され、市が第1項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、市は、 <u>出来高部分の対価及び第65条第4項に規定する市が支払うべき賠償額の総額を、予算の範囲内で、支払時点までの遅延損害金を付した一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。</u>

新旧対照表（事業契約書（案）本編）

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
16	本編	31	第8章 契約期間及び契約の終了 （引渡し前の解除の効力） 第63条 第61項	第71条及び第75条の規定に基づき本契約が解除され、市が第1項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、市は、出来高部分の対価を、予算の範囲内で、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより、事業者に対して支払う。	変更・追加	第71条又は第75条の規定に基づき本契約が解除され、市が第1項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、市は、出来高部分の対価に清算金を加えた金額を、予算の範囲内で、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより、事業者に対して支払う。なお、清算金の金額は、各新施設につき、事業者が各新施設の設計及び建設のために費やした金額のうち市が合理的と認める金額を別紙6に規定する負担割合で市と事業者に分配した場合に市の負担となる金額とする。
17	本編	32	第8章 契約期間及び契約の終了 （損害賠償等） 第65条 第1項 (1)	新施設の引渡前に、本契約のうち、当該各施設に関する部分が解除された場合サービス購入費のうち、解除にかかる各新施設の設計・建設費の総額の10分の1に相当する額（ただし、割賦金利相当額を除外し、消費税相当額を含む金額）。	変更	新施設の引渡前に、本契約のうち、当該各施設に関する部分が解除された場合サービス購入費のうち、解除にかかる各新施設の設計・建設費（ただし、割賦金利相当額を除外し、消費税相当額を含む金額）の10分の1に相当する額
18	本編	33	第8章 契約期間及び契約の終了 （損害賠償等） 第65条 第41項	第62条の規定により本契約が解除された場合、市は、事業者に対して、当該終了により事業者が被った損害を賠償する。	追加	第60条又は第62条の規定により本契約が解除された場合、市は、事業者に対して、当該終了により事業者が被った損害を賠償する。
19	本編	35	第10章 不可抗力 （不可抗力による契約の終了） 第75条 第1項	（契約の終了） 第75条 第73条第1項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合においては、市は、第73条（協議及び追加費用の負担）第2項の規定にかかわらず、 以下、省略	追加・削除	（不可抗力による契約の終了） 第75条 第73条第1項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合においては、市は、第73条第2項の規定にかかわらず、 以下、省略

頁については、入札説明書等の頁番号を記載している。

新旧対照表（事業契約書（案）別紙）

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	別紙	67	別紙9 サービス購入費の支払額の改定 1. 割賦金利の改定について	平成25年10月1日 平成30年10月1日 平成35年10月1日 平成40年10月1日	変更	平成26年4月1日の2営業日前 平成31年4月1日の2営業日前 平成36年4月1日の2営業日前 平成41年4月1日の2営業日前

新旧対照表（事業契約書（案）本編）

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
2	別紙	68	別紙9 サービス購入費の支払額の改定 2. 維持管理費・運営費の支払額の改定について (1) 物価変動に基づく改定 適用するインデックスについて	変動維持管理費 (うち、 <u>一般廃棄物運搬手数料A1</u> 及び産業廃棄物搬出業務加重平均単価B)	変更	変動維持管理費 (うち、 <u>処分業務費</u> 、 <u>一般廃棄物運搬手数料A1m</u> 及び産業廃棄物搬出業務加重平均単価B)
3	別紙	70	別紙10 サービス購入費の減額の基準と方法 1 モニタリングの方法 (2) モニタリングの実施	年次報告書の提出 事業者は、事業年度毎に、毎月の業務報告書を元に作成した年次報告書を作成し、事業年度終了後、7日以内に市に提出する。	変更	年度総括書の提出 事業者は、事業年度毎に、毎月の業務報告書を元に作成した年度総括書を作成し、事業年度終了後、7日以内に市に提出する。
4	別紙	72	別紙10 サービス購入費の減額の基準と方法 3 減額の方法 (4) 減額ポイントの支払額への反映	3ヶ月の減額ポイント合計	変更	4ヶ月の減額ポイント合計

頁については、入札説明書等の頁番号を記載している。